(案)

第6次地域管理経営計画書第6次国有林野施業実施計画書

(五島壱岐森林計画区)

自 令和 4年 4月 1日 計画期間 至 令和 9年 3月31日

九州森林管理局

(案)

第6次地域管理経営計画書

(五島壱岐森林計画区)

自 令和 4年 4月 1日 計画期間 至 令和 9年 3月31日

九州森林管理局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

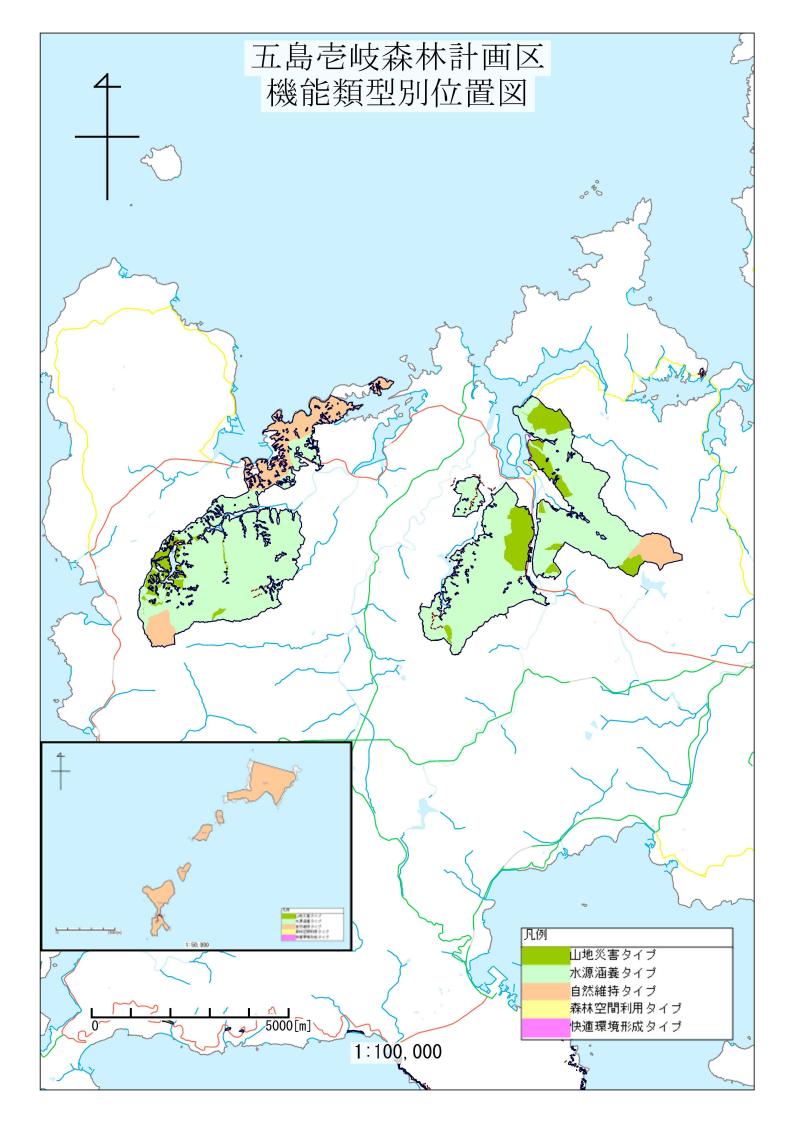
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

加えて、我が国では、多くの森林が利用可能な段階を迎える中で、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年4月から導入された。あわせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、同年4月から一部が施行された。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献するための取組を進める。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の五島壱岐森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

五島壱岐森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行う。



目 次

1	土	有	杯野	() T	了埋	. 経了	呂に	_ 関	する)	本	时	な =	事坦		•	• • • •		••••			• • • • •		••••	• • • •		• • •		1
	(1)	玉	有林	野0	り管	:理約	径営	台の	基本	方	針				•••	••••			••••			• • • • •		••••			•••		1
	1)	森林	計画	可区	のす	既汚	2				•••			• • • •							• • • • •		••••			•••		1
	2)	国有	林里	野の	管Ŧ	理紹	[営	の玛	!状	及	び	評値	五													1	•	2
	3)	持続	可自	指な	森村	林縚	E 営	のま	ミ施	方	向			• • • •												2	•	3
	4)	政策	課是	夏へ	.の;	対応	<u>,</u>																			•••		3
	(2)	機	能類	型(こ応	こじぇ	た質	9理	経営	台に	関	す	る事	事項													•••		3
	1)	機能	類型	担ご	کا کا (の管	9理	経営	(f)	方	向			• • • •												3 ~	~	5
	2)	地区	ごと	との	管理	理紹	E 営	のき	前向					• • • •												•••		5
	(3)	森	林の	流均	並管	理:	シフ	くテ	40	下	で	Ø) ;	森村	木 •	林	業事	写 生	ミに	向(ナた	. 貢	献に	三必	要力	よ事	事項	•••		5
	1)	林業	の原	戈長	産	業化	1等	に斥	可け	た	技	術	開発	•	実訓	e S	普	及·			• • • • •		••••	• • • •		•••		6
	2		林業																							• • • • •			6
	3		民有																							• • • • •			6
	4		森林																										
			支援		•••																					• • • • •			6
	(1)		その		n H																					•••••			6
	_		要事																										6
	1		伐採																										7
	2		更新																										7
	3		保育																							••••			7
	4		林道																										7
	(5)	そ	の他	必多	更な	事」	項		• • • • •	• • • •	•••	•••	••••		•••	••••	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	• • • • •		••••	• • • •		•••		7
2			林野																										8
	(1)	巡	視に	関す	上る	事工	項		• • • • •	• • • •	•••	• • •	••••	• • • • •	•••	••••	••••	• • • •	••••							• • • • •			8
	(2)	森	林病	害馬	良の	駆	徐又	ては	その)ま	λ	延	のほ	方止	に	関一	する	事	項		•••	• • • • •	• • • •	••••	• • • •	• • • • •	•••		8
	(3)	特	に保	護る	と図	る~	べき	森	林に	- 関	す	る	事工	頁		••••	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	• • • • •	• • • •	••••		• • • • •	•••		8
	(4)	そ	の他	必多	更な	事」	項		• • • • •		•••	•••	••••	• • • • •	•••	••••	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	• • • • •	• • • •	••••		• • • • •	•••		8
3	林	産	物の	供約	合に	関	する	事	項		•••	•••	••••		•••	••••	••••	• • • •	••••	••••	• • • •	• • • • •	• • • • •	••••			•••		8
	(1)	木	材の	安瓦	官的	はなり	取弓	関	係の	確	立	に	関	する	事	項		•••				• • • • •		••••			•••		8
	(2)	そ	の他	必要	更な	事」	項		• • • • •		•••	•••			• • • •	• • • •					• • • •	• • • • •		• • • •			8	•	9
4	玉	有	林野	の清	舌用	に	関す	ーる	事項	Į		• • •			• • • •									••••			•••		9
	(1)	玉	有林	野の	り活	用(の推	推進	方金	+		•••															•••		9
	(2)	玉	有林	野 0	り活	用(の具	具体	的手	三法					• • • •												•••		9
	(3)	そ	の他	必具	更な	事』	項																						9

5	公	益的機	能維	持増進	售協定	に基づ	づく林	道の関	胃設そ	· の{	也国有	林野	٧- ١	体とし	て整	備		
	及び	保全を	・行う	ことか	3相当	と認め	られ	る民有	林里	手の雪	整備及	び保	全に	関する	る事項	•••	Ć)
	(1)	公益的	機能	維持埠	曾進協	定の絹	締結に	関する	5基本	的	な事項						Ç)
	(2)	国有林	野と	一体と	こして	整備及	び保	全を行	ううこ	とカ	が相当	と認	められ	れる目	民有林	野		
	0)	整備及	び保	全に関	目する	事項	•••	•••••									Ç)
6	玉	民の参	:加に	よる柔	森林の	整備に	- 関す	る事項	頁								Ç)
	(1)	国民参	加の	森林に	こ関す	る事項	Į	•••••					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				Ś)
	(2)	分収林	に関	する事	事項			•••••									1 ()
	(3)	その他	必要	な事項	Į			•••••					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1 ()
7	そ	の他国	有林	野の管	曾理経	営に関	目し必	要な事	事項				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				1 ()
	(1)	林業技	術の	開発、	指導	及び普	序及に	関する	5事項	Į .							1 ()
	(2)	地域の	振興	に関す	つる事	項		•••••									1 ()
	(3)	その他	心要	な事項	[• • • • • • •									1 ()

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進し、その組織・技術力・資源を活用して林業の成長産業化の実現に向け貢献することを基本方針とする。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、五島壱岐森林計画区を管轄区域とする国有林野3,084ha(不要存置林野0.58haを含む。)であり、五島列島(福江島、久賀島、奈留島、若松島、中通島)及び壱岐島で構成する離島地域であるが、久賀島、奈留島、若松島、中通島及び壱岐島には国有林は存在しない。

国有林の一部は優れた自然景観を有し、西海国立公園に指定されており、また、水源涵養保安林を主体とする保安林が全体の94%で、五島市の重要な水がめとなっている。

また、福江島から南西に約70km離れた男女群島は、そのほとんどが国有林で、亜熱帯性植物が自生する史跡名勝天然記念物のほか、魚つき、航行目標保安林等に指定されている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、長崎森林管理署が管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は3,083haで、計画区全体の森林面積48,692haに対して6%を占めている。主な樹種として針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではカシ類などとなっている。

また、林相別に見ると針葉樹林1,470ha、針広混交林226ha、広葉樹林1,352haとなっている。

蓄積は661千㎡で、計画区全体の蓄積8,641千㎡に対して8%を占めている。

森林の種類は、普通林が176haで6%、制限林が2,907haで94%となっている。

なお、制限林の99%が保安林であり、そのうち水源涵養保安林が42%となっている。

(単位:ha、m³)

五島壱岐森林計画区内の森林資源状況

区 分 人工林 天然林 その他 合計 面積 1,638 35 3,083 1,410 蓄 積 498, 395 162, 464 660, 859

注:合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

主要施策に係る前計画の計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、主伐は島内の需要が少ない等の理由により伐採を見合わせたことから、計画量を下回った。

また、間伐については、搬出等の条件整備が整わなかったため、計画量を下回った。 造林面積については、主伐を見合わせたことにより実行には至らなかった。

林道の開設等については、優先度の高いものから実行したが、入札不調等により計画量を下回った。

主要施策に係る計画量と実行量

	項目	計画	実 行
伐採	立木材積	70, 500 m ³	22, 638 m³
	主伐	4, 300 m³	1, 096 m ³
	間伐	66, 200 m³	21, 542 m³
造材	面積	9ha	- ha
	人工造林	9ha	- ha
	天然更新	- ha	- ha
林道	[等の開設又は改良	開設:5.9 km 改良: 5 箇所	開設:1.9 km 改良: - 箇所

注:計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代から将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準(54指標)が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

I 生物多様性の保全	地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、渓畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。
Ⅱ 森林生態系の生産力の維持	森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。
Ⅲ 森林生態系の健全性と活力の維持	外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除及びシカの捕獲を推進する。
IV 土壌及 び水資源の 保全と維持	降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な林分の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。

V 地球的 炭素循環へ の森林の寄 与の維持	地球温暖化防止に貢献するため、温室効果ガスの吸収源と位置づけることのできる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。
VI 社会の 要すを期的な済 等する会便 をが を が を が を が を が を が の を が り の を が り の り の り り り り り り り り り り り り り り り	国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮に取り組むとともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。
VⅢ 全能で 全能を をとなめ制経 が一般 を を を を を を を を を を の を を の を を の を を を を を を を を を を を を を	I~VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、林業の成長産業化の実現に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ林業の成長産業化の実現に向けた取組としては、低コストで効率的な施業技術の普及、計画的な事業の発注や技術的支援による林業事業体の育成、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定と取組の充実、市町村をはじめとする民有林関係者に対する技術的支援に取り組む。

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・山地災害防止タイプ(土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア)
- ・自然維持タイプ
- ・森林空間利用タイプ
- ・快適環境形成タイプ
- ・水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、重視すべき機能の発揮を目的とした管理経営を行う。 なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

		*	公益的機能	別施業森林	
	機能類型	水源涵養機能維持増進森林	山地災害防 止機能/土 壌保全機能 維持増進森 林	快適環境形 成機能維持 増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防	土砂流出・崩壊防備エリア	0	0		
止タイプ	気象害防備エリア	0	0	0	
快適環境形成	戈タイプ	0		0	
水源涵養タイ	イプ	\circ			
自然維持タイ	イプ	0	0		0
森林空間利用	用タイプ				0

また、機能類型区分に応じた管理経営に当たっては「管理経営の指針」(別冊)によるほか、次の点に留意して、個々の森林の自然条件や社会的条件を踏まえて適切に行う。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる 木材については、有効利用を図る。

また、齢級構成の平準化やニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項 山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害 の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次 の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等 を踏まえた適切な管理経営を行う。

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好であり、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

- イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項 自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝 資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自 然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行う。
- ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項 森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の場及び優 れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利 用の形態に応じた管理経営を行う。
- エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項 快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等地域

住民の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれ の機能に応じた管理経営を行う。

オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行う。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

② 地区ごとの管理経営の方向

ア 福江、岐宿地区 (201~226林班)

父ケ岳(461m)を最高峰とした低山性の丘陵地帯で、大川原川と浦ノ川の上流部に位置する本地区は、五島市の水がめとして重要な役割を果たしているとともに、地形は極めて複雑多岐で沈降隆起等による地質構造により、谷が多く急峻であり、河川は短く通常の水量は少ないものの降雨時には急流となるため、山地災害防止機能や水源涵養機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」または「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

父ヶ岳周辺及び笹嶽周辺の国立公園第2種特別地域、北部の海岸林については、自然環境の維持・保全機能を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 富江地区 (227~237林班)

海岸線に沿って細長く点在する平坦地の天然広葉樹林は、防風、潮害防備等の保安林に指定されており、生活環境保全機能を重視すべき森林であることから、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、一部の区域については、自然環境の保全・形成機能を重視すべき森林であることから、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 男女群島地区(238林班)

本地区は標高300m以下の台地状の山岳島で、面積は415haあり、海蝕崖が発達し、平 坦地は少ない。自生しているアコウ等の亜熱帯性植物は天然記念物に指定され、鳥獣特 別保護地区、生物群集保護林のほか、魚つき、航行目標保安林として重要な役割を果た しており、自然環境の保全・形成機能を重視すべき森林であることから、「自然維持タ イプ」に区分して管理経営を行う。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組む。

特に、民有林においては、森林経営管理制度が導入されたことから、国有林においてはこの制度が円滑に機能するよう積極的に取り組む。

また、これらを通じて、木材の生産から利用までの全ての段階において生産性向上やコストの低減、歩留まりの向上等による林業及び木材産業の成長産業化の実現に貢献し、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努める。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努め、国有林野事業に おいて開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験 地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業体への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業体の育成に努める。あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、木材の安定供給システム販売の推進及び ニーズに応じた安定供給ができるよう木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士 (フォレスター)等による技術支援 現地研修会の実施や研修フィールドの提供、森林総合監理士 (フォレスター)の育成等 を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

また、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

⑤ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林 作業の低コスト化に取り組む。

林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備する。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業体の育成を図る。

① 伐採総量 (単位:m³、ha)

区分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
本 計 画	_	65, 656 (995)	1,844	67, 500
前 計 画	4, 200	64, 801 (864)	1, 499	70, 500

注:()は、間伐面積である。

② 更新総量 (単位:ha)

区	分	人工造林	天然更新	計
本 計	画		_	_
前計	画	9	_	9

③ 保育総量 (単位:ha)

区 分	下刈	つる切	除伐	ぼう芽整理
本 計 画	65	1	_	_
前 計 画	78	1	_	_

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開	設	改	良
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数量	5	4, 600	8	5, 500

(5) その他必要な事項 該当なし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1)巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区の一部は国立公園に指定されており、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、このため、地元住民及び地元市町等との連携を密にして、山火事防止のPR、啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期する。また、廃棄物の不法投棄については、地元市町等関係機関、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努める。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実に行い、境界の保全管理に努める。

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

近年、五島の国有林での松くい虫の被害は見られないが、被害が発生した場合は、地元の 要望等を踏まえながら、被害防止に努める。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これらの森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として設定し適切に保護・保全を図っていくとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進する。

(4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源涵養保安林に指定されているなど、水源涵養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努める。

深刻化しているニホンジカなどの野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、 鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、被害状況の把握に努め、その結果 を踏まえて、防護柵の設置等の防除活動や、地元行政機関、狩猟者団体、森林組合、森林所 有者等との協力による計画的な捕獲等を総合的かつ効果的に推進する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組を推進する。

尾根筋や渓流沿い等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、木材価格、需要動向を踏まえ計画的な供給に努める。

さらに、民有林・国有林が連携しつつ合理的な販売・流通体制の確立を目指し、国産材の 需要・販路の拡大に努める。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、列状間伐や

路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムによる木材生産やニーズに応じた安定供給に努める。

また、庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において木材利用の促進に取り組む。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮し、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進する。

本計画区内の森林は、下流域の重要な水源林となっているほか、その一部は、西海国立公園に指定されており、自然景観に優れ保健休養の場としての入込者も多いことから、自然景観の維持、向上に配慮しつつ、関係市町参加の下に水源林の造成を推進する。

また、国道等の改良に伴う活用に当たっては、地域の振興、住民の福祉の観点から推進する。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地については貸付け又は売り払い等による。

また、水源林造成等については分収林制度を積極的に活用する。

(3) その他必要な事項 該当なし。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を 行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1)公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林野の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努める。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保 全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林野の森林所有者等にも原則として相 応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施 に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加に

よる森林整備活動等を推進する。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進する。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努める。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進する。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能の発揮を行うよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供 を積極的に行う。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努める。また、その際には次の点に留意する。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

該当なし。

第6次国有林野施業実施計画書(案)

(五島壱岐森林計画区)

自 令和4年4月1日 至 令和9年3月31日

九州森林管理局

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの	
伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1) 伐採造林計画簿	1
(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	1
(4) 伐採総量	2
(5) 更新総量	3
(6) 保育総量	3
3 林道の整備に関する事項	4
4 治山に関する事項	4
5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
(1) 保護林の名称及び区域	5
(2) 緑の回廊の名称及び区域	5
6 樹木採取区の名称、所在地及び面積	5
7 レクリエーションの森の名称及び区域	6
8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域	6
9 その他必要な事項	7
(1) 施業指標林、試験地等	7
(2) フィールドの提供	7
(3) 森林共同施業団地	7
(4) その他	7
(附属資料)	
1 国有林野の現況	1 0
(1) 担当区別の区域及び面積	1 0
(2) 保安林、自然公園等の面積	1 1
(3) 林況(林種等別齢級別面積、蓄積及び成長量)	1 2
2 機能類型別の国有林野の現況	2 0
3 林道等の現況	2 1
4 収穫予想表	2 1
5 地元施設等の現況	2 1
別表 1 収穫予想表	2 2

- 1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国 有林野施業実施計画図による。
- 2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び 伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量
- (1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すと おりである。

(2) 水源瀬養タイプにおける施業群別面積等

(単位: ha)

	施	業	群	面 積		取	扱	٧١	の	内	容	伐 期 齢 等
	スキ゛	・ ヒ <i>ノ</i> キ普	产通伐期	19.	73	伐採箇所 植を行う		小、:	分散化	による	皆伐新	ス ギ 50 ヒノキ 55
施		ギ長	そ 伐 期 4.40 伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う				70					
		ノキ長	長 伐 期	1, 366.	36	伐採箇戸 る皆伐新			分散化	、長期	別化によ	80
業		の他丿	人工 林	17.	99	伐採箇月 植を行う		小、:	分散化	による	5皆伐新	60
未	保	護	樹帯	212.	05	被害木等	争につ	いて	択伐を	行う		60
>/		• ヒノキ	複層林	64.	96	伐採箇月 を行う	斤の縮	小、:	分散化	による	方 複層伐	ス ギ 80 ヒノキ 85
群		然 林 县	長 伐 期	62.	37	伐採箇戸 る択伐及				、長期	別化によ	100
	天条	然 林 应	古 葉 樹	198.	52	伐採箇所 び皆伐る		小、	分散化	による	5択伐及	35
ţ	施 業	群設	定外		_			_		_		
	슫	ì	計	1, 946.	38					_		

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位 ha)

施	業	君	É	上限伐採面積	備考
通常	伐 期	施	業	1	スギ・ヒノキ普通伐期
長 伐	期	施	業	97	スギ長伐期
K N	, 例	旭	未	97	ヒノキ長伐期
複層	林	施	業	8	スギ・ヒノキ複層林
			- MG		その他人工林
主然 #	:・その	仙垢		70	保護樹帯
人然和		他施	未	70	天然林長伐期
					天然林広葉樹

(4) 伐採総量

(単位: m³、ha)

			林		地		林地	中立·m\na/
	区 分	主 伐	間伐	小 計	臨 時 伐 採 量	計	地以外	合 計
山:	地災害防止タイプ		5, 995 (102)	5, 995				\
自	然維持タイプ	_	39 (2)	39				
森	林空間利用タイプ	_	_	_				
快	適環境形成タイプ	_	_	_				
	スギ長伐期		182	182				
水	ヒノキ長伐期	_	55, 873	55, 873				
源涵養タイ	スギ・ヒノキ複層林	_	2, 520	2, 520				
タイプ	その他人工林	_	328	328				
7	保護樹帯	_	719	719				
	計		59, 622 (891)	59, 622	\setminus	\setminus		\setminus
	合 計		65, 656 (995)	65, 656	1, 844	67, 500	_	67, 500
	年 平 均		13, 131 (199)	13, 131	369	13, 500	_	13, 500

- 注1 ()は間伐面積である。
 - 2 四捨五入の関係で計と内訳の合計が一致しないことがある。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 m³)

		林		地		林地	
市町村名	主 伐	間伐	小 計	臨 時 伐 採 量	計	以外	合 計
五島市	_	65, 656	65, 656				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位 ha)

	区	分	山地災害 防止タイプ	自然維持タイプ。	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養	合	計
人	単造	層林成	_						
工 造	複造	層 林 成	_						
林		計	_						_
天	天然第	然下種 1 類	_						_
然	天然第	然下種 2 類	_						_
更	ぼ	う芽	_						_
新		計	_	_	_	_	_		_
	合	計	_	_	_	_	_		_

(6) 保育総量

(単位 ha)

	区	分		山地災害 防止タイプ	自然維持タイプ。	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養タイプ。	合 計
	下		ĮΙΚ	59. 23				5. 46	64. 69
	つ	る	切	0.09		-	-		0.09
保育	除		伐			_	_	_	-
	ぼう	芽虫				_	_		
		計		59. 32	_	_	_	5. 46	64. 78

3 林道の整備に関する事項

- 1170		以 D → B				
基幹・ その他別	開設• 改良	路線	名	箇所 (林班)	延 長 (m)	備考
その他		浦ノ川210林道		207、209、210	1,000	
その他		浦ノ川209林道		209	800	
その他	開設	浦ノ川211林道		211	1, 300	
その他		扇山212林道		212	500	
その他		川原218林道		218	1,000	
その他		浦ノ川林道		209、211	1,000	舗装等
その他		小川原林道		213、214	500	舗装等
その他		鯨石林道		216、219	500	舗装等
その他	北白	権現岳林道		203	600	舗装等
その他	改良	大曲林道		208	600	舗装等
その他		河務林道		205	1,000	舗装等
その他		小川原214林道		214	800	舗装等
基幹		浦ノ川林道		211	500	舗装等
∌l.	開設				4,600	5路線
計	改良				5, 500	8個所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
202、203、205、207、210、211、 214、215、216、217、219、220、 221、224	保安林整備	本数調整伐	27ha
203、217、219	保全施設	渓 間 工	5箇所
209	保全施設	山腹工	1箇所
231、235、236、237	保全施設	その他	4箇所
⇒L	保安林整備		27ha
計	保全施設		10箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名 称	面積(ha)	位置(林小班)	特徴等	備考
生物群集保護林	男女群島	414. 63	238い~ろ	福江島の南西70kmに活動の南西70kmに表現 18年代 18年代 18年代 18年代 18年代 18年代 18年代 18年代	
合 計	1箇所	414. 63			

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名称	延長 (km)	面積 (ha)	位置(林小班)	特徵等	備考
該当なし					
合 計					

6 樹木採取区の名称、所在地及び面積

名称	所在地 (林小班)	面積(ha)	備考
該当なし			

7 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名 称	面積 (ha)	衆の名称及い区場 位 置 (林小班)	選定理由	施業方法	既存施設の概要	施設 整備	備考
自然休養林	該当なし							
計	箇所							
風景林	該当なし							
計	箇所							
森林スポーツ	該当なし							
計	箇所	-						
野外スポーツ	該当なし							
計	箇所	_						
風致探勝林	該当なし							
計	箇所	_						
合計	箇所							

8 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)	面 積 (ha)	森林施業の種類	林 道 の 開 設 等	設定年及び 有効期限	備考
該当なし	国 国					
合 計	民国					

9 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種類	名 称	設定 面積 年度 (ha)	位 置 (林小班)	備考
該当なし				

(2) フィールドの提供

対象地 (林小班)	設	定	D	目	的	備	考
該当なし							

(3) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林 小 班)	面 積 (ha)	協定の概要
五島地域森林整備	民 五島地域森林整備推	334. 00	五島地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、民有林と国有林が連携、協力して団
推進協定	進協定書による国	607. 00	地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組む。
合 計	民	334.00	1箇所
台 計	玉	607.00	1 固刀

(4) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位置 (林小班)	面積(ha) 施業方法
該当なし	
計	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。